

手数料表

サービスの種類	手数料の額及び負担者 (成功報酬)
求人受領後、求人者に求職者を紹介するサービス (期間の定めのない雇用契約)	当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% 手数料負担は、求人者とします。
求人受領後、求人者に求職者を紹介するサービス (期間の定めのある雇用契約)	当該求職者の就業後、雇用契約期間中(雇用契約が1年を超える場合は最大1年分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30%

株式会社日本アジア文化センター